

堺市議会政務活動費検査員としての所感について

我々、堺市議会政務活動費検査員が、堺市議会議長より政務活動費の執行に関する検査についての検査員に選任され、早1年が経過しようとしている。この間、堺市議会の政務活動費を巡る情勢は、住民による監査請求の続出や議員の議会報告チラシの印刷及び配布に関する百条委員会が設置されるなど、大きな動きがあった一年でもあった。

そういう中で、1年間に亘り、会派又は議員（以下「議員等」という。）から提出された平成27年度収支報告書等についての検査や議員等からの質問への助言などを行ってきたところであるが、この度、これらの総括として、堺市議会の政務活動費の今後の見直しのあり方等について、以下の4点について取りまとめたところである。

記

1 議員等の政務活動費に対する意識の向上について

政務活動費は、地方自治法第100条第14項から第16項及び堺市議会政務活動費の交付に関する条例の規定に基づき、堺市議会議員の市政に関する調査研究その他の活動に資するため、議員等が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等、市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費の一部として、議員等に対し、交付されるものである。

この政務活動費の制度は、議会の審議能力を強化し、議員等の調査研究活動等の基盤の充実を図るため、議員等に対する調査研究その他の活動費用の助成を制度化したものであり、議員の議案提出権を実質化するための調査研究の費用に充てられるほか、議会の執行機関に対する監視の機能を果たすための活動などに充てられるものである。それ故、これをどのように活用するかは、第一義的には、議員等の自律的判断に委ねられるべき性質のものである。しかし一方で、政務活動費の財源が地方公共団体の住民の税金等に依拠する公金であることから、地方自治法はその使途の透明性の確保を求めてい

る。

堺市議会の政務活動費の交付に関する条例及び条例施行規則並びに堺市議会政務活動費の運用指針は、これらのことを受け定められたものである。従って、議員等は、政務活動費の執行に当たっては、これら政務活動費の制度趣旨である自律的判断と透明性を常に念頭に置きながら、ことに対処する

とともに自らの説明責任を果たしていく必要がある。

政務活動費を巡って様々な意見や動きがある今こそ、下記のことについて留意しつつ、議会自らが政務活動費についての認識をより一層深める必要があると考えるものである。

・政務活動費の積極的な活用等と説明責任の履行

いたずらに政務活動費の執行を抑制することなく、住民福祉の向上に繋がる政策実現のために、政務活動費のより積極的な活用と議会活動への反映を図るとともに、その説明責任を十分に果たすこと。

・政務活動費の透明性の強化と根拠書類等（エビデンス）の確保

インターネット公開の検討や政務活動費関係書類の適正保管

・運用指針等の順守

必要書類の整備、提出期日等の厳守等

2 堺市議会政務活動費の運用指針の体系的整理の必要性について

政務活動費の運用指針については、政務調査費の使途にかかる透明性を確保するため、平成20年4月1日に施行されて以来、その都度、必要に応じて改正されてきたところであるが、運用指針全体を眺めてみると、その記載内容に差異・濃淡が生じてきていることは否めない。そこで、議会として運用指針全体を改めて体系的に整理するとともに、判断基準等、細部については分離の上、別途整理を検討するなど、簡素で分りやすい運用指針にすべきであると考える。

3 堺市議会政務活動費に関する検査員による検査に伴う指摘事項に対する議会としての対応について

この1年間を通じ、我々、政務活動費検査員が検査を行ってきた結果としての指摘事項については、議員等にもすでに周知されており、また、指摘内容についての実施の是非の判断については各自の責任において行われているところである。

当然ながら政務活動費は、最終的には議員等の権限と責任において執行されるべきものである。このことについては我々も異論はないが、政務活動費検査員としては、議長からの委嘱に基づき、これまでの指摘を行ってきたところであることから、指摘事項について、運用指針等に反映させるものと、議員等各自の判断に委ねるものとについて、改めて議会として議論いただき、政務活動費のより一層の適正処理・透明化を図っていただきたいと考える。

4 その他個別事項について

運用指針の見直しの必要性等の検討を行う際には、すでに指摘したことにも加えて、以下の項目について、実施の是非も含めて、議会として、考え方の整理・検討を行うのが望ましい。

- ・高額の事務機器等、高額物品・備品の購入等
- ・議員任期に照らし備品購入及び当該物品が残存価格を有する場合の取り扱い
- ・事務所・自動車（自家用）等の維持・補修費の取り扱い
- ・按分に対する考え方
- ・旅費（定額旅費）、日当の支給の見直し

堺市議会政務活動費検査員

森木尚孝

堺市議会政務活動費検査員

辻陽